

令和2年1月14日

個人情報保護委員会事務局 御中

一般社団法人全国銀行協会

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」
に対する意見について

令和元年12月13日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のと
おり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

2020年1月14日

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」に対する意見について

NO	頁	該当箇所	意見	理由
1	8頁	第1節 個人データに関する権利の在り方 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 銀行本来の業務に必要な顧客管理（Know Your Customer）や信用事故情報の蓄積といった内部管理目的での利用に影響が及ばないよう、「利用」の定義明確化や範囲の限定が必要と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 銀行業務の遂行のため、左記目的での利用については、利用停止等の条件から除外されるべきである。
2	8頁	同上	<ul style="list-style-type: none"> 犯収法・AML等の他の法令・制度対応との棲み分け・相互の影響有無について慎重に議論する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法の改正により、直接的にも間接的にもKYC等に支障がないようにする必要がある。
3	8頁	同上	<ul style="list-style-type: none"> あくまで、個人情報の「利用」に関する変更であり、個人情報の「取得」に関しては影響がないという理解でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> 副次的にでも取得が制限されることとなると実務に影響がある。
4	8頁	同上	<ul style="list-style-type: none"> 前回の個人情報保護法改正時に、個人情報ではあるが、記録化・保管を求められなかったもの（振込依頼時に受入する受取人名など）については、利用停止請求の対象外という理解でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> 記録も保管もしておらず、停止請求を受けても停止できない。または、停止した証明ができない。
5	8頁	同上	<ul style="list-style-type: none"> 利用停止等（利用の停止または消去）について、銀行にとってどのような対応が求められ、どのような制約が生じるか。具体的に議論を進めていただきたい。 例えば、利用停止の申出があった顧客に対するDM等のアプローチの可否について、銀行からのお知らせは可能で広告・宣伝は禁止等、具体的に定義していただきたい。 	—

NO	頁	該当箇所	意見	理由
			<ul style="list-style-type: none"> 消去について、銀行として顧客管理のために必要な情報は当然に保持することは可能か。可能でない場合は取引を解消せざるを得ないか。また、トラックレコードはどのように対応すべきか。 	
6	8～9 頁	同上	<ul style="list-style-type: none"> 技術的・社会的側面から個人情報を巡る環境が急激に変化する中で、個人情報の取扱いに対して関心が集まるとともに、重要視されることは理解できるところである。一方で、個人データが正規の手続きを経ずに流通することを防ぐ考えから、個人データの利用停止や消去を求める声が高まることが想定される中で、個人の権利の範囲を広げる方向での検討がなされている。個人情報を利用する事業者としては、個人情報の取扱いに何ら不正な対応を行っていないにも関わらず、個別に利用停止や消去への対応を行うことは、必要以上に負担を強いられる懸念を持つところでもある。 	—
7	8 頁	同上 (3つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> 利用停止等に係る「要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げる」とあるが、現行の個人情報保護法 16 条、17 条違反を前提とした規定からどのような方向で要件が緩和されるのか明確にしていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に」を踏まえ、どのような緩和となるのか要件を明確にしていきたい。
8	8 頁	同上 (3つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> 利用停止等の請求については、「個人の権利利益の侵害がある場合」に限定する旨、明確にしたうえで、該当する事例を限定的に示していきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が個人情報を適法に取得・利用している場合にまで利用停止等の請求を認めると、正当な事業活動を阻害することが強く懸念される。
9	8 頁	同上 (3つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> 「事業者の負担も考慮しつつ保有個人データに関する本人の関与を強化する観点から、個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に、保有個人データの利用停止・ 	<ul style="list-style-type: none"> 紙で保存している個人データの消去は、実務的に大きな負荷が発生する可能性が高いと考える（すべての情報が電子化されていない可能性がある。例えば、顧客

NO	頁	該当箇所	意見	理由
			<p>消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げることとする。」とあるが、消去が求められるデータの内容・範囲を明示していただきたい。</p>	<p>との面談記録等は、かつては手書きされていたであろうし、これはあくまで「顧客ごと」の管理ではなく、「面談記録」として管理している可能性があると考えられる。甚大な探索コストが発生する可能性があり、実務的に対応が不可能なことも想定されるため、データの内容・範囲は明確化が必要である。</p>
10	8 頁	同上 (3つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> 消去の請求を受けたとき、消去した「証拠」を管理する必要があると考える。「証拠」の形式、管理の方法、顧客から「証拠」の提示を求められた際の対応はどのように考えればよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> 消去の請求を求める顧客にとっては、消去されたかどうかを確認する術を求める可能性があると考えられるが、何をもちて消去したかどうかを示すのが難しいため、考え方を示していただきたい。
11	8 頁	同上 (3～4つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> 「要件を緩和」の具体的内容としては、請求の要件を「個人の権利利益の侵害がある場合」に広げることにより、あくまでその立証責任は請求者（顧客側）にあるという理解でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> 要件の緩和の程度により、対応すべき案件数および抗弁となる「本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置を取る」ことによる負担が大きく異なるため確認したい。
12	9 頁	同上 (4つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> 個人の権利の範囲を広げる一方で、例外的に請求に応じない場合として、「事業者の負担軽減等の観点から、利用停止・消去又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合」が記載されているが、「法令の定めにより個人情報記載された文書の保存が義務付けられている場合」についても記載することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 伝票など法定帳簿に該当するものについて、法令の定めにより消去することができない。
13	9 頁	同上 (4つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法上、従業員の個人情報も対象に含まれるが、個人データの利用停止・消去・第三者提供停止については、企業実務の実態も踏まえて、要件拡大の対象外とする（もしくは請求に応じないことを許容する例外とする）ことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業が保有する従業員個人情報は、主として本人の権利利益を保護するために必要な情報であり、かつ、権利利益の侵害がある情報との線引きが困難であることから、事業者負担軽減等の観点から必要である。

NO	頁	該当箇所	意見	理由
14	9 頁	同上 (4つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の負担軽減に係る要件である「困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置を取る場合」とは、どのような場合か、具体的に記載していただきたい。 ・また、罰則規定はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種システム上に分散された個人情報をも寄せし、利用停止を行う際には、相応のシステム対応や体制整備に係る負荷がかかることが想定されるため、その例外となる場合について、具体的に明記していただきたい。
15	9 頁	同上 (4つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用停止・消去又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合」には、検索のうえ、停止・消去等の措置を取ることに期間・工数を要し、すべての請求に対応することが物理的に困難な場合を含むという理解でよいか。 ・また、上記の場合における「本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置」とは、システム上検索をできないようにし、実質的に利用を停止するといった対応も認められるという理解でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本規定の趣旨は、個人の権利利益の保護と事業者の負担の調和にあると理解する。 ・例えば、1件ごとの検索は容易にできる状態で保管されているものの、膨大な紙資料の形態で保管されているために検索に一定の期間・工数を要し、物理的にすべての請求に対応できないような場合には、本規定が適用を想定する範囲に含まれると解される。係る場合の現実的な措置としては、システム上の紙資料の保管場所検索機能停止し、容易に検索できないようにするといった対応が想定される。
16	8 頁	同上 (4つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業者の負担軽減等の観点から、利用停止・消去又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置を取る場合は、請求に応じないことを例外的に許容することとする。」とあるが、具体的な代替措置を例示および基準を明確化（ガイドラインの作成）していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在事業者側のほとんどが顧客データを電子管理していると考えられる。このため、消去を求められた場合に事業者側で円滑に消去できるようにするためには、システム開発（相当なコスト）が発生する可能性があると考えられる。代替措置次第では、システム開発を避けた方がよいとの判断が可能となる（代替措置の中身次第で判断が変わる）ため、明示していただきたい。
17	9 頁	同上 (4つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業者の負担軽減等の観点から、利用停止・消去又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わ 	<ul style="list-style-type: none"> ・当協会は、個人情報情報機関である全国銀行個人情報センター（個信センター）を運営している。個信センターは本人の同意取得を前提に、消費者の個人信

NO	頁	該当箇所	意見	理由
			<p>る措置をとる場合は、請求に応じないことを例外的に許容することとする」とされているが、事業者の負担軽減等の観点だけではなく、消費者全体の保護等、公共性の観点から取り扱う個人情報の性質（利用停止等を行うことが公益を害するおそれがある場合等）に応じて除外規定を設けることが望ましい（例外的な許容とするのではなく、法律上適法とする取扱いとすべきである）。</p>	<p>用情報（官報掲載破産等の公開情報等を含む。）を会員（金融機関等）から収集し、また、与信判断のために金融機関等へ提供している（金融分野における個人情報の保護に関するガイドライン第11条第2項）。係る事業は、過剰貸付・多重債務の防止といった消費者保護に寄与すること、審査事務の迅速化による円滑な消費者信用の提供を目的としているが、これらの目的に沿った機能を十分に発揮するためには、消費者の既往債務の有無、残額・与信供与額、返済履行状況について、正確かつ客観的な情報を保有していることが必要不可欠である。ここで、消費者による無条件の利用停止・消去・第三者提供の停止が許容された場合、金融機関等は当該消費者の正確な債務状況等を把握することが困難となり、過剰与信が発生することが懸念される。また、信用情報機関機能が低下することにより、消費者全体にも、借入れ等の金融サービス利用に影響を与えることが懸念される（迅速な融資が困難となる等）ことから、消費者信用等の円滑かつ健全な発展が阻害されることがないようにするべきある。</p> <p>・また、当協会は、キャッシュカード等の偽造・盗難またはインターネット・バンキング等による不正な預貯金の払戻し等の被害の届出・補てん請求に関する情報の登録、提供に関する業務を行い、もって被害の円滑な補償に寄与することを目的に、カード補償情報センターを運営している。カード補償情報センターは、本</p>

NO	頁	該当箇所	意見	理由
				<p>人の同意取得を前提に、消費者の被害の届出・補てん請求に関する情報を会員（金融機関等）から収集し、また、会員からの照会に対して、照会結果を会員へ提供している。係る事業は、被害の円滑な補償を行うことで消費者保護に寄与するものであるが、これらの目的に沿った機能を十分に発揮するためには、被害の届出・補てん請求に関する情報が、正確かつ客観的な状況で保有されていることが必要不可欠である。ここで、消費者による無条件の利用停止・消去・第三者提供の停止が許容された場合、金融機関等は、被害の届出・補てん請求に対して不当請求でないことを確認することが困難となり、被害の円滑な補償が妨げられることが懸念される。</p>
18	9 頁、 16 頁	<p>同上 （4つ目の○） および 第2節 事業者の守るべき責務の在り方 2. 適正な利用義務の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行法令では、共同利用の制度を利用することにより、目的の範囲で第三者との情報共有ができ得る。 ・持株会社が経営目的のために傘下企業から情報を収集し、必要な安全管理措置をとることで集約することは適切な利用といえるか。 ・「本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置を取る場合」といういわゆる例外規定に、持株会社による経営管理目的による業態からの顧客情報の吸い上げも含まれるか（このように目的が明確で安全管理措置が実施されている状況において、利用停止・消去・第三者提供の請求が行われた場合、当該権利請求に応じることは必要か）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一体運営を踏まえ、業態の顧客情報を持株会社で吸い上げて、検索・管理データベース化するケースが増えているが、顧客からの第三者提供停止の対象に持株会社が含まれると、銀行の当該戦略自体が成り立たなくなると考えられる。

NO	頁	該当箇所	意見	理由
			<ul style="list-style-type: none"> ・また、一般に情報の元提供者は直接的に情報を提供した先に対し権利請求を行うこととなるが、これに連座したかたちで共同利用先は同様の請求権に応じる必要があるか。 	
19	9 頁	第 1 節 個人データに関する権利の在り方 4. 開示請求の充実 (1) 適正な運用に向けた取組の強化 (3つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業に対して制度の周知に引き続き努めることとする」とあるが、企業のみならず制度を利用する個人に対しても、個人情報保護法にもとづく開示の趣旨を周知いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・趣旨を理解していない開示の要求が多見される。
20	9 頁	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業に対して制度の周知に引続き努めることとする」とあるが、本来サービスとして提供している残高証明書の発行や取引内容の確認といった事項については、同請求の趣旨の範囲外であることを確認したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開示請求の趣旨は、「自らの与り知らないところで、自身の情報が流通・利用されていることへの懸念から、事業者に対し保有している自身の情報を開示させる」との理解である。係る理解を前提にすると、個人が自ら提供した情報、また事業者が個人から申込みを受けた取引の状況については、開示請求の趣旨の範囲ではないことを改めて確認したい。 ・個人自ら提供した個人情報については、事業者の自主的な運営・サービスの提供で足りるものとする。
21	9～10 頁	第 1 節 個人データに関する権利の在り方 4. 開示請求の充実 (2) 開示のデジタル化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・動画等の電子的記録の中に、本人以外の第三者が記録されている場合に、開示できない場合があることを記載することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラ映像に本人以外の第三者が写っている場合等、電子的記録の中に本人以外の第三者情報が含まれることが想定される。
22	10 頁	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・「請求を受けた個人情報取扱事業者は、原則として、 	<ul style="list-style-type: none"> ・開示のデジタル化の推進施策については賛成するが、

NO	頁	該当箇所	意見	理由
		(5つ目の○)	<p>本人が指示した方法により開示するよう義務付けることとする。ただし、当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法による開示を認めることとし、その旨を本人に対し通知することを義務付けることとする」とされているが、法律上の義務とするべきではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、書面開示による場合の本人への通知義務については、公表をもって適法とする規律とするべきである。 	<p>推進に当たって、法律上の義務として進めることには次のような問題があるのではないかと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数多ある情報の提供方法に応じるよう義務付けることは過大に過ぎ、また、その義務の免除が「多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合」という抽象的なものに留まるのであれば運用に大きな混乱が生じると考えられる。 ・本人の認識可能な手段を講ずれば足りるとするならば、開示そのものが消費者自身からの積極的な行為であることから、その手段は事業者からの通知義務とせずとも公表で足りると考えられる。
23	10 頁	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・「本人が指示した方法」は、書面での提供・電子メールの添付ファイルでの提供といったレベルであり、特定のフォーマットの指定まで含まないものという理解でよいか。 ・また、開示先の指定まで含まないという趣旨でよいか。例えば、A社が本人を代理して特定のフォーマット(電磁的方法)によりA社に情報を開示するよう請求した場合であっても、請求を受けた個人情報取扱事業者は、(A社が本人を適切に代理していることが確認できる限りにおいて)本人に対して(開示請求の趣旨に反しない程度に可読的な)任意の形式(電磁的方法)で開示することが認められるという理解でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開示請求権は、個人情報の取扱いの透明性を高め、もって訂正・利用停止等の請求の前提となるものである。 ・確かに、場合によっては電磁的記録でないと本人にとって認識困難な場合も想定され得ることから、本人が望む場合に電磁的記録による開示を義務付けることは理解できる。 ・これに対して、開示先の指定・特定のフォーマットの指定は、上記開示請求権の趣旨を超えるものであって、個人情報取扱事業者に過度な負担を与えるものになる。したがって、現行法における開示請求権に係る開示方法の拡張という枠において議論する限り、開示先の指定・特定のフォーマットの指定までは認められない帰結となると考えられる。

NO	頁	該当箇所	意見	理由
24	10 頁	同上 (5つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> 「多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合」とは、どのような場合か明確にしていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 開示の内容によっては、電子化への対応に時間を要するものが考えられるところ、例外規定となる「開示が困難である場合」とはどのような場合をいうのか、具体的に記載していきたい。
25	10 頁	同上 (5つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> 「当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法による開示を認める」とされているが、書面の交付による方法による開示を認める条件として、開示請求の件数や開示情報のデータ量の多寡も含めることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 当協会の運営するカード補償情報センターにおいては、開示請求の仕組みを導入し、書面の交付による方法による開示を行っている。 カード補償情報センターへの開示請求については、直近2年間で1件と利用件数は少なく、新たに電磁的記録の提供を含めた開示方法を提供する消費者ニーズも少ないと考えられることから、現状どおり書面の交付による方法を継続することを想定しているが、書面による交付を認める条件に開示請求の件数の多寡を追加することについて検討していきたい。
26	13 頁	第1節 個人データに関する権利の在り方 6. オプトアウト規制の強化 (4) 第三者提供時の確認記録義務の開示義務化 (3つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> 「第三者への提供時・第三者からの受領時の記録も、開示請求の対象とすることとする」とあるが、現行のトレーサビリティは、監督機関から見たトレーサビリティとされており、行政機関の守秘義務を前提に組み立てられた規律を民間での開示にそのまま適用してよいかは慎重に検討されるべきであり、規律化するべきではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」では、簡易な記録方法や契約書等の代替手段による記録作成方法等が認められている。 それにもとづいて、個人情報保護委員会にも参画いただき整理された現在の個信センターにおける対応は、例えば、会員組織における会員規約や会員への通知等を利用・転用していることもあり、それらが開示対象となる可能性について、結果として、第三者への漏えいが発生する懸念も払拭できないことから、慎重な検討が必要であると考えます。

NO	頁	該当箇所	意見	理由
				<ul style="list-style-type: none"> ・また、第三者への提供時・第三者からの受領時の記録が保有個人データとなっていないケースもあると考えられ、慎重な検討が必要である。
27	13 頁	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・「第三者への提供時・第三者からの受領時の記録も、開示請求の対象とする」とあるが、「受領」とあるのは、オプトアウト届出事業者が「受領」する場合という理解でよいか。 	—
28	14 頁	第2節 事業者の守るべき責務の在り方 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化 (1) 基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで個人情報保護法の中に「漏えい等」の定義が規定されていない。漏えい等報告が法令等の義務として明記化されるに当たっては、報告義務の対象基準・類型を明確にすることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・漏えい等報告が法令上の義務として明記されることから、明確化する必要がある。
29	14 頁	同上 (6つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> ・「漏えい等報告について、法令上の義務として明記することとする」とされているが、現状、特定分野ガイドラインによって報告が義務化されている事業者に対しては除外すべきである。法制化するとしても、その報告の方法等については、現状の運用と同程度のものとなるようにすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融分野における個人情報取扱事業者に対しては特定分野ガイドラインによって漏えい等報告が義務となっており、それを遵守している。 ・金融分野においては現状の運用による実効性は十分に確保されており、より厳格な運用が求められるだけの立法事実が存しない。 ・同様の理由により、法定義務とするとしても、現状の運用を超えないものとするべきであるとする。
30	15 頁	第2節 事業者の守るべき責務の在り方 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化 (2) 報告対象となる	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便局員による誤配など、個人情報取扱事業者の責めに帰さない事案については、それが個人データであっても報告を要さない点は従来どおり不変という理解でよいか。 	—

NO	頁	該当箇所	意見	理由
		事案		
31	15 頁	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・「一定数以上の個人データ漏えい、要配慮個人情報の漏えい等、一定の類型に該当する場合に限定して、速やかに委員会へ報告することを義務付ける」とあり、報告基準が法令上明確になると読める。 ・一方、現行の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」および「金融機関における個人情報保護に関する Q&A」においては、義務規定と努力義務規定が存在し、結果的に両規定を遵守する運用となっている。 ・今般の明確化により、努力義務規定は撤廃される認識で間違いないか。つまり、漏えい等事故のうち報告対象は個人データおよび要配慮個人情報であり、個人情報および法人情報は報告対象外と明確化するという理解でよいか。 ・上記に関連して、金融機関自身の雇用管理情報、株主情報の漏えい事案等への対応について、現行では「平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号」により要報告事項となっているが、これも撤廃されるという理解でよいか。 	—
32	15 頁	第 2 節 事業者の守るべき責務の在り方 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化 (3) 報告の期限、報	<ul style="list-style-type: none"> ・現行は、「漏えい等した情報の量、機微情報有無及び二次被害や類似事案の可能性などを検討し直ちに報告を行う必要性が低いと判断したものであれば、業務上の手続きの簡素化を図る観点から、四半期に一回程度にまとめて報告しても差し支えありません」との上 	—

NO	頁	該当箇所	意見	理由
		告先等 (1つ目の○)	記 Q&A にもとづき運用しているが、今回、「報告内容を一定程度限定したうえで」速やかに報告を求める事案は、限定列举されるのか。または、現行の運用と変わらないと考えてよいか。つまり、四半期に一回程度の報告以外の事案については、「速やかな報告」を行うという運用でよいか。	
33	15 頁	同上 (2つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> 「速やかに報告（速報）」と「確報」について、「速やかな報告（速報）」は、書面・口頭等を問わないという理解でよいか。また、「確報」は書面での提出となるのか。 	—
34	15 頁	同上 (3つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> 漏えい等報告の報告先は、個人情報保護委員会の権限が金融庁長官に委任されていることを踏まえ、基本的には金融庁宛の報告としているが、報告先の考え方は不変との理解でよいか。 また、関係機関（日本証券業協会、全国銀行個人情報保護協議会など）への報告は不要となるのか。 	—
35	16 頁	第2節 事業者の守るべき責務の在り方 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化 (4) 本人への通知	<ul style="list-style-type: none"> 本人への通知を要するのは、個人データの漏えい等事案が対象であって、法人情報、個人情報の漏えい等事案については不要であり、それが明確化されるという理解でよいか。 	—
36	16 頁	第2節 事業者の守るべき責務の在り方 2. 適正な利用義務の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 「適正とは認めがたい方法による、個人情報の利用を行ってはならない旨を明確化する」とあるが、「適正とは認めがたい方法」の内容を明確にしたうえで、該当する事例を限定的に示していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 最近の不正事案を踏まえた、利用目的に定める内容の正否に踏み込んだ事項であるものと理解しているが、事業者への影響を見定める観点から、方法自体を列举もしくは例示により示していただきたい。

NO	頁	該当箇所	意見	理由
		(3つ目の○)		<ul style="list-style-type: none"> 具体的な事例が明示されない状況下、事業者としては保守的に判断せざるをえず、個人データの適正な利用の萎縮に繋がりにかねない。
37	16 頁	同上	<ul style="list-style-type: none"> 「適正とは認めがたい方法による、個人情報の利用を行ってはならない」とは、具体的にどのようなケースを念頭に置いているのか。違法な詐欺的商法のターゲットを探すために個人情報を分析する場合や、特段の合理的理由なく破産者や前科保有者を広く公開するようなケースがこれに当たるということか。 これに対し、個人情報を用いて、①採用活動において内定辞退率を推定すること、②退職率を推定すること、③借主がローンを支払わなくなる可能性を推定すること、④特定の個人が反社会的勢力であることやマネーローンダリングを行なっている可能性を推定することなどは、いずれも本人の不利益ともなり得る推定に個人情報が取り扱われているともいい得るが、正常な社会経済活動において必要性が認められるものであり、本規定において禁止されるものではないという理解でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記①～④のような正常な社会経済活動において必要性が認められる個人情報の取扱いに本規定が適用されないことを確認したい。
38	16 頁	同上	<ul style="list-style-type: none"> 「適正とは認めがたい方法による、個人情報の利用を行ってはならない」とは、仮に一定の個人情報の取扱いについて本人が明示的に同意していたとしても、個人情報の取扱いが「適正とは認めがたい方法」と評価される場合には、当該取扱いが利用目的の範囲内であるかどうかに関わらず禁止されるということか。 	<ul style="list-style-type: none"> 仮に本規定の範囲が広いものとなる場合でも、本人が明示的に同意している場合には本規定が適用する必要はないと考えられる。

NO	頁	該当箇所	意見	理由
39	16 頁、22 頁	同上 および 第4節 データ利活用 に関する施策の在り方 2. 「仮名化情報（仮 称）」の創設 （5つ目の○）	・仮名化情報の分析行為であっても、「適正とは認めが たい方法による、個人情報の利用を行ってはならな い」の規制が一律に課せられないものではないという 理解でよいか。例えば、違法な詐欺的商法に利用する 目的で詐欺にひっかかり易い人間の行動パターンを 分析することなどについては、たとえ仮名化情報を用 いていたとしても「適正とは認めがたい方法」に該当 し得るという理解でよいか。	・適切な利用義務と仮名化情報との関係について明確化 する必要がある。
40	20 頁	第3節 事業者におけ る自主的な取組を促す 仕組みの在り方 2. 民間の自主的取組 の推進 （4）保有個人データ に関する公表事項の充 実	・データ処理の方法等を公表することにより事業者の正 当な利益を害する恐れがある場合については、公表の 対象外とすることが望ましい。	・データ処理の方法等につき、無制限に開示が求められ た場合、事業者としての正当な利益を害する恐れがあ る。
41	20 頁	同上 （2つ目の○）	・「個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有 個人データの処理の方法等の本人に説明すべき事項 を、法に基づく公表事項（政令事項）として追加する 」とあるが、「保有個人データの処理の方法等」に関し てはその内容について明確化していただきたい。	・「保有個人データの処理の方法等」についてはその内 容が明らかでなく、明確化が必要である。
42	20 頁	同上 （2つ目の○）	・「個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有 個人データの処理の方法等の本人に説明すべき事項 を、法に基づく公表事項（政令事項）として追加する 」とあるが、係る事項について認定個人情報保護団体が	・当協会が運営する個信センターの加盟会員にあつて は、当協会が加盟する全国銀行個人情報保護協議会が 制定し公表する個人情報保護指針および安全管理措 置等に関する指針に則って個人情報の保護措置を講

NO	頁	該当箇所	意見	理由
			傘下会員に対して統一的な指針を示し、個人情報取扱事業者である会員が当該指針に準拠した体制を構築している場合は、当該指針を案内することでも法にもとづく公表に代えることができるものとしていただきたい。	じている。 ・「本人の適切な理解と関与を可能と」するとの趣旨に鑑みれば、上記指針の範囲内において各事業者が定める措置の仔細まで公表しなくとも統一的に定められた指針を案内し、当該指針の範囲において適切な措置を講じている旨を説明することで足りると考える。
43	22 頁	第4節 データ利活用に関する施策の在り方 2. 「仮名化情報（仮称）」の創設 (5つ目の○)	・「他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないよう加工された個人情報の類型として『仮名化情報（仮称）』を導入する」とあるが、加工・管理の方法、また利用が想定されるケース等をガイドライン等で示していただきたい。	・匿名加工の場合と同じように、加工・管理の方法といった実務に落とし込んだ説明がない場合、なかなか利用を行うことができない状況が想定される。
44	22 頁	同上	・「事業者内部における分析に限定するための一定の行為規制」については、少なくとも現行法制より使い勝手が悪い規制とならないよう慎重に検討すべきである。たとえば、当初は事業者内部の分析目的でも、事後的に分析結果を外部に提供するニーズが発生する可能性や、仮名化情報を利用した分析結果と仮名化情報を用いない分析結果を更に分析して1つの分析結果が得られる（その連鎖で事業者内部の分析結果の一部には仮名化情報ソースのものが含まれることになる）可能性も想定し得る。	・過剰規制となることを防止する必要がある。
45	22 頁	同上 (7つ目の○)	・仮名化情報の第三者提供は許容されないとする一方で、原データを仮名化したデータを個人データとして第三者提供することは可能であるとされているが、仮名化情報と原データを仮名化したデータは情報とし	・規制のスキームの明確化が必要である。

NO	頁	該当箇所	意見	理由
			<p>ては同じ内容になるように考えられるところ、どのように区別をつけるのか。</p>	
46	22 頁	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・仮名化情報それ自体を第三者に提供することは許容しないとされているが、外部委託は許容されるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱いとの相違に関して明確にしていきたい。
47	22 頁	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・仮名化情報それ自体を第三者に提供することは「許容しない」とされているが、「限定的に許容する」とすることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮名化情報の創設の目的が、「(個人) 情報の分析・活用の促進」と「個人情報保護 (個人の権利利益が侵害されるリスクの低減)」の両立であることを踏まえれば、外部の専門機関と連携して、より高度な分析を行うことも想定される中、仮名化情報の内容に照らした情報管理体制を講じた先を限定に、当該情報の提供を許容する取組みも、当該情報の創設の意図に合致するものと考えられる。
48	22 頁	<p>第 4 節 データ利活用に関する施策の在り方</p> <p>3. 公共目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・FATF の枠組み、犯収法などへの順守のために一定の個人情報を収集・管理する必要があるが、例えばこれらの作業を業界団体が所属事業者と協業 (情報連携・情報集中) することで、事業者個別対応コストを削減できると考える。 	-
49	23 頁	<p>同上</p> <p>(3～4つ目の○)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事例の追加とともに、「公益目的」の範囲や内容を、ガイドラインやQ&Aにおいて明確化することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者において、統一的な認識の下、適切に運用されるように、「公益目的」の外延を定める必要があると考えられる。 ・また、具体的な事例では、医療分野に限らず、防犯や防災、認知症が疑われる顧客との取引における医師・家族等との連携等、社会的課題に関する様々な切り口から検討を行い、明記する必要がある。

NO	頁	該当箇所	意見	理由
50	24 頁	第 4 節 データ利活用に関する施策の在り方 4. 端末識別子等の取扱い (3) 提供先において個人データとなる情報の取扱い (2つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> 自社の Web サイト内に他社が管理するサードパーティークッキーを埋め込むことがあるが、この場合、サードパーティークッキーに紐づくユーザーデータを管理している他社が取得する場合には、Web サイトの管理者から他社に対するデータの提供となるのか否か（そして当該他社において、他の情報と照合することにより個人情報となる場合には、今回の新たな規制の対象となるのか）、明確にさせていただくことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者における Web サイト運営方針等を検討するに当たり明確化が必要である。
51	25 頁	同上 (8つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> 「提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報」の解釈について明確化いただきたい。提供先において、実際に「突合して個人データとする」運用を実施してなくても、技術的に可能であれば（またはどの程度可能）、上記に該当してしまうのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者における Web サイト・広告配信運営方針等を検討するに当たり明確化が必要である。
52	25 頁	同上	<ul style="list-style-type: none"> 「提供先において個人データになることが明らかな情報」とあるが、何ををもって明らかと判断されるのか、後に判明した場合に提供元もペナルティ対象となるのか等、ガイドライン等で示していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> リクルート社の事案を受けて本件の取扱いに業界が敏感になっているなか、イノベーションの阻害に繋がるうえ、「法第 23 条の規定の趣旨を潜脱するスキーム」の更なる発生を招くおそれもある。
53	25 頁	同上	<ul style="list-style-type: none"> 「提供先において個人データになることが明らかな情報」について、明らかかどうかは Web やアプリで取得できるデータの種別、内容および DMP の技術、さらには提供先の技術水準を理解しているかどうかなど各企業、各担当者の技術スキルに依存すると考えられる。規制をかける場合はガイドラインなどで具体例を 	<ul style="list-style-type: none"> 規制のスキームの明確化が必要である。

NO	頁	該当箇所	意見	理由
			示すべきである。	
54	25 頁	同上	<ul style="list-style-type: none"> 「提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報」の場合、提供元において受け入れる同意のあり方について、具体例を示して明確にしていきたい。例えば、クッキー等の識別子に紐づく個人情報ではないユーザーデータを、提供先に置いて他の情報と照合することにより個人情報とされることをあらかじめ知りながら、他の事業者に提供する場合においては、Web サイトを開いた時点で、ポップアップで表示して同意を取る（同意を受け入れられない場合は、Web サイト利用について、クッキーを利用しない範囲での表示に切り替わる）といった方法も可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者における Web サイト・広告配信運営方針等を検討するに当たり明確化が必要である。
55	25 頁	同上	<ul style="list-style-type: none"> 「第三者提供に係る規定」の内容を明確にしたうえで、該当する事例を限定的に示していきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 適用事例が曖昧な状況下、事業者としては保守的に判断せざるを得ず、端末識別子の適正な利用が妨げられることが懸念される。
56	27 頁	第 5 節 ペナルティの在り方	<ul style="list-style-type: none"> 法人重科の導入の必要性については引き続き慎重な検討が必要であり、現時点において法制化すべきではない。 法制化するとしても、罰金の適用要件は現状どおりとすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護委員会が扱う漏えい等案件が増加しており、一部に重大な事案があるといっても、現状、個人情報保護法 42 条にもとづく勧告に留まっており、罰金を適用するに至っていないのであれば、法人重科を法制化すべき立法事実が存しないと考える。
57	30 頁	第 6 節 法の域外適用の在り方及び国際的制度調和への取組と越境移転の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 本件でいう「外国にある第三者」の定義は現行の定義から変更されないものとすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」では、外国法に準拠して設立された法人であっても、当該法人が本法でいう個人情報取扱事業者には該当する場合は「外国に

NO	頁	該当箇所	意見	理由
		3. 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化		ある第三者」に該当しないものとされている。 ・日本国内に支店を置く外国法人に対しては本法が直接に適用されるのであるから、本件の対象とするべきではない。
58	30 頁	同上 (5つ目の○)	・本人への情報提供の充実に関して、各国の個人情報保護制度についての最新情報については、個人情報保護委員会で公表いただきたい。	・調査時期・手段によっては、事業者ごとの情報提供の平仄が整わない可能性があることも考慮し、適切な情報提供を担保すべく、一元的な情報収集がなされるべきである。
59	30 頁	同上 (5つ目の○)	・委託や共同利用において提供が行われる場合、本人にはサイレントのケースがほとんどであるにも関わらず、「本人の求めに応じて」というのはどのような状況かを明確にしていきたい。	・現行制度との差異に関して明確にしていきたい。
60	32 頁	第7節 官民を通じた個人情報の取扱い 1. 基本的考え方	・「官民」で統合的で調和のとれた制度の検討・運営と同様に、「民民」の制度的な調和の推進として、分野別のガイドラインの撤廃（通則編への一本化）も検討することが望ましい。	・API 等を通じて、業界の垣根を越えた情報連携が進む中、分野単位で管理水準が異なるのは合理性が乏しく、情報の「質×量」を基準に統一的な水準を確保すべきと考えられる。

以上